

<p>国名</p>	<p>カナダ</p>
<p>公的年金の体系</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">保険料財源</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">税財源</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企業・個人年金</div>	
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階（基礎年金；OAS）は税方式（◎全国民）。 ・ 2階（所得比例年金；CPP/QPP）は、18歳以上の所得がある者は強制加入（◎被用者，自営業者）。
<p>保険料率</p>	<p>CPP/QPPの保険料率は9.9%（被用者は労使折半，自営業者は課税所得の9.9%相当額）。</p>
<p>支給開始年齢</p>	<p>65歳。CPP老齢年金は、60歳からの繰り上げ受給と70歳までの繰り下げ受給が可能。</p>
<p>基本受給額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ OAS年金：2015年現在，満額給付月額はCA \$ 549.89（約5万5千円。所得に応じて減額あり）。 ・ CPP老齢年金：2015年現在，最大給付月額はCA \$ 1,038.33（約9万5千円）。
<p>給付の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ OAS年金：居住年数に応じて満額給付月額の一定割合を毎月給付。 ・ CPP老齢年金：仕事をやめた年とその前4年間の保険料算定の基礎となった年間所得（調整あり）の平均×1/12×25%を毎月給付。
<p>所得再分配</p>	<p>税方式である基礎年金部分（OAS）にクローバック制度（claw back）による所得再分配機能あり。</p>
<p>公的年金の財政方式</p>	<p>OAS年金は税方式。CPP/QPP老齢年金は修正賦課（積立）方式。</p>
<p>国庫負担</p>	<p>基礎年金の財源全額。</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>2015年現在，OAS年金がGIS受給制限額を下回る場合に一部支給のOAS年金と満額のOAS年金の差額がGISにより支給される。低所得者の高齢者にはGISに加算措置がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身受給者では月額CA \$ 765.93（約6万9千円）。 ・ 夫婦年金受給世帯では夫婦（カップル）の一人にOAS年金受給資格がある場合は，配偶者に月額CA \$ 507.87（約4万6千円），OAS年金受給資格がない場合は，配偶者にCA \$ 765.93（約6万9千円）。
<p>無年金者への措置</p>	<p>年金制度の枠内では特になし（州及び準州の社会扶助がある）。</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>企業年金として登録年金制度（Registered Pension Plans：RPPs），個人年金として登録退職貯蓄制度（Registered Retirement Savings Plans：RRSPs）がある。</p>
<p>国民に対する個人年金情報の提供</p>	<p>HP（Public Pensions/Access My Service Canada Account）により加入者個人の拠出・給付額等の個人情報閲覧可能。年金運用機関CPPIBの運営はタウンミーティングの開催，国民の信認度合いの調査などで透明性を確保。</p>

カナダの年金制度

金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所
政策研究連携担当参与）

(1) 制度の特色

カナダの公的年金制度は、原則として定額の給付を行う老齢所得保障（Old Age Security：OAS）プログラムと、上限まで所得比例の給付を行うカナダ年金制度（Canada Pension Plan：CPP）及びケベック年金制度（Quebec Pension Plan：QPP）からなる。

カナダは歴史的に多くの移民を受け入れ民族のモザイクとも呼ばれる複合的な社会を形成し、多文化社会を認め合う福祉国家をめざしてきた。連邦政府は、地方自治を重んじる連邦財政主義を採る一方で、社会的統合の方法として州政府の財源に連邦政府の財政補助を合わせることによって、普遍的なセーフティネットを提供している。医療については州ごとに税財源を主として、これに社会保険料を合わせた財源による健康保険制度がある。年金制度については、OASプログラムは税財源で賄われ、CPPにも連邦政府の財政補助が行われている。OASには年金給付の払戻し税制度（後述）があり、またCPP老齢年金の給付に上限があるなど、再分配的な配慮が見られる。

カナダ統計局（Statistics Canada）によれば、2015年（7月時点）のカナダの人口は3585万人で、最も人口の多い州はオンタリオ州（人口1379万人）、次に人口の多い州がケベック州（826万人）である。カナダの高齢化率（65歳以上人口割合）は2016年で15.9%であったが、2036年に24%に増加し2061年には24～28%の水準に達することが予測されている（Statistics Canada, 人口推計（中位推計））。このようなカナダの高齢化の進展は1990年代後半から予測されていたため、CPPは、1997年の年金改革で財政方式を賦課方式から部分的な積立方式に変更し（1998年に実施）、CPPの年金積立基金は政府から独立しているカナダ年金投資委員会（Canada Pension Plan Investment Board：CPPIB）が運用管理する制度となっている。

(2) 沿革

1927年に、Old Age Pensions Actが成立し、老齢年金（Old Age Securityプログラム（以下、OASと略記））が創設された。このプログラムでは、ミーンズテストがあり、給付は定額で受給者数は限られていた。

第2次世界大戦後、カナダが再び経済成長を始めたのに伴いインフレが進み、高齢者の生活水準の低下が危惧され年金改革が課題になった。1951年にOld Age Security Actが成立し（施行は1952年）、OASは連邦政府の一般財源によって賄われるミーンズテストのない普遍的な年金給付になった。

1965年には、OASの支給開始年齢が65歳に引き下げられた。さらに、退職した高齢者の所得保障を拡充するために報酬比例年金のCPPとQPPが創設された（施行は1966年）。

1967年に、OASの一部として補足所得保障（Guaranteed Income Supplement：GIS）が創設された。

1968年に、OAS年金に年間スライド率の上限を2%とする物価スライド制が、1972年には上限なしの物価スライド制が、1973年には4半期ごとの物価スライド制が導入された。

1975年に、OASの一部として配偶者手当（Spouse's Allowance：SPA。現在の手当（Allowance））が創設され、1985年には寡婦（鰥夫）配偶者手当（Widowed Spouse's Allowance。現在の遺族手当（Allowance for the survivor））も創設された。

1987年にCPP老齢年金の60歳からの繰り上げ受給等が可能になった。

1989年に、OAS年金以外の所得が規定所得を超える高所得者がOAS年金の一部又は全部を払い戻す、払戻し税（又は回収税。通称クローバック）制度が導入された。

1997年に、CPP老齢年金の財政方式が賦課方式から部分的な積立方式に変更され、1998年にCPP基金投資理事会（Canada Pension Plan Investment Board：CPPIB）が設立され、また保険料に相当するCPPの社会保障税の税率は6%となり、将来の高齢化に備えたCPPの改革が実現した。

2000年に、OASとCPPの適用が同性の慣習法上のパートナーに拡大された。

2003年に、部分的な積立方式で2075年までの積立度合いが30%となるように、保険料に相当する社会保障税率は9.9%に引き上げられた。その後、カナダでは、移民の流入によって高齢化の進展が他の先進諸国よりも緩やかに進んでおり、保険料率は現在(2016年3月時点)も9.9%に固定されている。

(3) 制度体系の概要

カナダの老後の所得保障制度は3階からなり、1階と2階が公的年金制度を構成する。3階は、私的年金と貯蓄である。

① 1階～老齢所得保障(OAS)プログラム

税財源による連邦政府のプログラムで、基礎年金のOAS年金のほか、GIS等の付加給付がある。OAS年金の給付は課税されるが、GIS、手当及び遺族手当は非課税である。

(a)OAS年金

18歳以降10年以上カナダに居住した65歳以上の者に毎月給付される(国外に居住してOAS年金の受給を希望する場合の居住要件は20年)。受給申請時(国外に居住してOAS年金の受給を希望する場合はカナダ出国時)にカナダ国籍を有するか、合法的にカナダに居住していたことが必要。

(b)補足所得保障(GIS)

カナダ在住の年金受給者のうち、所得が一定水準以下の低所得の年金受給者には(世帯単位のインカムテストあり)、OAS年金に付加して補足所得保障(GIS)が毎月給付される。

(c)手当(Allowance)等

OAS年金及びGISの受給者又は受給資格者の配偶者等(慣習法上のパートナーを含む。以下同じ)で、18歳以降10年以上カナダに居住した60歳から64歳までの者に毎月給付される(世帯単位のインカムテストあり)。このほか、遺族手当(Allowance for the survivor)がある。

② 2階～カナダ年金制度(CPP)及びケベック年金制度(QPP)

CPPは、上限まで所得比例の給付を行う強制拠出制の社会保険プログラムである。保険料率(payroll taxの税率)は2003年以降9.9%に固定されている。2015年時点では、18歳以上の被用者は、労使折半でCA\$3,500~CA\$53,600の間の雇用所得に対

して4.95%の保険料率が適用される(納付額の上限はCA\$2,479)。自営業者等は、課税所得の9.9%相当額を納付する(納付額の上限はCA\$4,959)。年金給付には、老齢年金、障害給付及び遺族給付(死亡給付、遺族年金及び児童給付を含む)の3つがあり、課税される。ケベック州で働く被用者及びケベック州在住の自営業者はQPPに加入しなければならないが、CPPとQPPは通算を行っており、年金給付の内容はほぼ同じである。

③ 3階～登録年金制度(Registered Pension Plans : RPPs)及び登録退職貯蓄制度(Registered Retirement Savings Plans : RRSPs)

私的年金には、被用者の約40%が加入する企業年金のRPPsと、個人年金のRRSPsなどがある。いずれも給付時には課税されるが、拠出時と運用時は非課税である。

(4) 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

OAS年金は、18歳以上になってから10年以上カナダに在住した場合に受給資格が生じ、原則65歳以上になるとOASの年金給付を受給することができる。特に40年以上カナダに在住した場合は65歳以上になってから満額の年金給付が受給できるようになる。2015年のOAS年金の満額給付月額(小数点以下は省略。以下同様)はCA\$565(5万838円。2015年の日本銀行実効為替相場のカナダドル・円レートCA\$1=90円を用いて算出した。以下同様)で、OAS受給者の平均年金月額はCA\$520.03(4万8千円)である。18歳以降の居住期間が10年以上40年未満の場合は、居住年数1年ごとに満額給付の1/40を単位として居住年数に比例する額の部分給付を受けることができる。

可処分所得(年額)がCA\$72,809(約64万円)という基準以上の高所得者は、基準を上回る所得額に応じてOASの給付額の15%を払い戻さなければならない。この制度は払戻し税制度(claw back, クローバック制度)と呼ばれ、この払戻し制度により、可処分所得がCA\$115,716を超過する場合はOASの年金給付が全額払い戻され、給付額はゼロになる。払い戻しのその影響を受ける者は全OAS年金受給者の約5%、OAS年金全額を払い戻さなければならない者は約2%と推定されている(2011

年)。

CPPの老齢年金は、1年以上保険料を納付した、原則として65歳以上の者に、保険料納付額と納付期間に応じて毎月給付される。CPP老齢年金は、被保険者が仕事をやめた年とその前4年間の保険料算定の基礎となった年間所得(年間最高年金所得(Year's Maximum Pensionable Earnings: YMPE。労働者の平均賃金とほぼ同じ)等による調整を行った年間所得で、年間基礎控除(Year's Basic Exemption: YBE)前の年間所得)の平均 $\times 1/12 \times 25\%$ で算定される。2015年現在のCPP老齢年金の満額給付月額はCA\$1,065(約9万6千円)、CPP老齢年金の平均給付月額は\$550(約5万円)である。CPPには、老齢年金のほかに、遺族年金、障害年金、死亡一時金(受給権者の選択による)がある。

OASプログラムの給付は、年4回、物価スライドされる。OAS年金は、消費者物価指数に基づく生活費が下がっても減額されない。死亡給付を除く全てのCPP給付は、毎年1月に物価スライドされる。

支給開始年齢は、OAS年金もCPP老齢年金も65歳である。CPP老齢年金は、60歳からの繰り上げ受給(ひと月繰り上げることにより65歳時の受給額から0.5%減額)と70歳までの繰り下げ受給(ひと月繰り下げることにより65歳時の受給額に0.5%増額)が可能である。

(5) 負担, 財源

OASプログラムの財源は連邦政府の一般財源(税財源)である。CPPの財源は保険料収入(payroll taxによる収入)と積立金の運用収益である。CPP老齢年金の保険料は、所得 \leq YMPEの場合、(所得-YBE) \times 保険料率、所得 $>$ YMPEの場合、(YMPE-YBE) \times 保険料率で算定する。1997年の改正により、YBEはCA\$3,500(約31万5千円)とされ、以後この水準が保たれている。他方、YMPEは年々改訂され、2015年現在、\$53,600(約482万4千円)となっている。CPPの保険料に相当する社会保障税(payroll tax)の税率は、1997年の賦課方式から部分積立方式に移行する改革で6%とされ、2003年に9.9%(被用者は労使折半、自営業者は課税所得の9.9%相当額)となった。その後、移民の流入

によって高齢化の進展が他の先進諸国に比べて緩やかであるため、社会保障税はこの水準で固定されている。

(6) 財政方式, 積立金の管理運用

CPPの老齢年金の財政方式は、高齢化の進展が予測され(2061年の高齢化率は24~28%の水準)、また賦課方式が有利となる経済の前提条件(実質賃金上昇率 $>$ 実質金利)が必ずしも成り立たない国民経済の不確実性が増したことから、1997年に賦課方式から部分的な積立方式に変更され、5年分の積立金を有するようになった(それまでの積立金は2年分)。CPPの積立金の運用は、1997年以前、市場性のない償還期間20年の州政府債券で行われていたが、1997年にカナダ年金投資委員会(CPPIB)が設立され、分散投資が行われるようになった。2000年の積立金はCA\$4,450億、ポートフォリオ(括弧内はCPP積立金の資産構成割合)は公債等債権(95.0%)、株式(5%)であつたが、CPPIBの積立金の分散投資が進み、2015年現在、CPPの積立金はCA\$2,648億(約18兆4,695億円)で、そのポートフォリオは株式(50.2%)、公債等債券(32.6%)、実物資産投資(17.2%)となっている。

(7) 制度の企画・運営体制

OASプログラムの運営は、カナダ人的資源社会開発省(Employment and Social Development Canada: ESDC)の所得保障プログラム部門が、州及び準州ごとに設置された地域事務所を通して行う。CPPプログラムの運営は、カナダ人的資源社会開発省が、ケベック州を除く全てのカナダの州・準州を対象に行う。ケベック州については、CPPと同様の年金制度をケベック州がQuebec Pension Plan(QPP)として運営している。OASの財源は連邦政府の税財源であり、CPPとQPPの保険料徴収はカナダ国税庁が行い、保険料納付情報が国税庁からESDCに提供されて年金給付額の算定や年金支給等の手続きが行われる。CPPの積立金の運用は、政府から独立の法人CPPIBが行っている。

(8) 最近の動向

①低所得高齢者への給付増額の動向

低所得の年金生活者の生活水準引き上げのために2006年、2007年、2008年とGISの引き上げが行われてきたが、2009年にカナダ政府年金財政報告が、カナダでも高齢化の進展により将来の年金給付の伸びが予測される一方で保険料率（給与税）を一定に保つためには給付の伸びを適正化していく必要性を指摘したことを受けて、CPPの老齢年金給付は引き上げられたが、OASの給付とGISの給付は（物価スライド分を除いて）実質的な引き上げは行われなくなった。

②日本カナダ社会保障協定

日本とカナダ間の労働移動の増加に伴い、両国企業それぞれの相手国で働く被用者の年金保険料の二重負担及び掛け捨てに係わる問題を解決するために、

両国の年金制度の通算を図る日本カナダ社会保障協定が2006年5月に承認された。2006年6月に「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」が可決され、2007年に上記協定が発効した。これによって、日本とカナダのいずれで働いた場合でも、OASとCPPについては、年金受給のために必要な加入期間は日本とカナダそれぞれの加入期間を相互に通算すること、また年金額は両国それぞれの加入期間に応じた額とすることが可能になった。ただし、OASとCPPと年金給付の仕組みは同じであるが財源がケベック州となるケベック州のOASとQPPについてはこの社会保障協定は適用されない（日本年金機構JPSでは日本人がカナダで働く場合に備えて、この点の情報提供を行っている（JPS協定相手国別注意事項（カナダ）を参照））。

＜OASプログラム・CPP老齢年金・QPP年金の受給の概況＞

給付の種類		受給者の種別	満額給付月額 (2015年7月)	給付打切年間所得 (2015年3月)	平均給付月額 (2015年3月)	受給者概数 (2015年3月)	給付総額 (2015年3月)	
1 階 部分	OAS 年金	全受給者	CA \$ 564.87 (約5万838円)	年金給付以外の 所得が基準以上 (CA \$ 701)の場合、 給付が15%減額される： クローバック制度	CA \$ 520.03 (約4万8千円)	554.7万人	CA \$ 29.50億 (約2,534億円)	
		GIS	単身者(a)	CA \$ 765.93 (約6万9千円)	CA \$ 17,136(約 154万2千円)	CA \$ 500.96 (約4万7千円)	106.8万人	総額：CA \$ 8.15億 (約700億円)
			年金受給者の 配偶者等(b)	CA \$ 507.87 (約4万6千円)	CA \$ 22,608(約 202万9千円)	CA \$ 321.94 (約3万円)	57.1万人	
			非年金受給者の 配偶者等(c)	CA \$ 765.93 (約6万9千円)	CA \$ 41,088(約 369万8千円)	CA \$ 492.68 (約4万5千円)	8.5万人	
			手当受給者の 配偶者等(d)	CA \$ 507.87 (約4万6千円)	CA \$ 41,088(約 369万8千円)	CA \$ 422.80 (約3万9千円)	5.5万人	
2 階 部分	CPP	老齢：	CA \$ 1,065.0 (約9万5千円)	なし	CA \$ 534.47 (約4万9千円)	463.6万人	総額：CA \$ 32.77億 (約2,791億円)	
		遺族：						
		65歳未満	CA \$ 581.13 (約5万2千円)		CA \$ 380.95 (約3万5千円)	22.7万人		
		65歳以上	CA \$ 639.0 (約5万7千円)		CA \$ 308.24 (約2万8千円)	85.1万人		
	障害：	CA \$ 1,264.59 (約11万4千円)		CA \$ 854.03 (約7万9千円)	32.9万人			
	QPP	老齢：	CPPと同様	なし	CA \$ 479.61 (約4万4千円)	168.0万人	総額：CA \$ 10.5億 (約889億円)	
		遺族：						
		65歳未満			CA \$ 661.15 (約6万円)	7.0万人		
		65歳以上			CA \$ 310.10 (約2万8千円)	29.2万人		
障害：				CA \$ 942.03 (約8万8千円)	6.5万人			

注) 括弧内の邦貨立ての給付額は日本銀行実効為替相場のカナダドル・円レートをを用いて算出した。

出所 Service Canada, Canada Quarterly report of CPP and OAS monthly amounts, January to March 2015(www.hrsdc.gc.ca)等を参照し筆者作成